

平成29年第6回教育委員会会議録

日時：平成29年3月23日（木）

午前10時開会

場所：教育委員会室

出席委員	委員	庄山昭子
	委員	上島均
	委員	滝澤多佳子
	委員	富田昌平

出席者	教育次長	倉田幸則
	教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長	國分靖久
	教育推進担当参事（兼）学校教育課長	森昌彦
	教職員担当副参事	古谷正和
	教育研究支援課長	中川克巳
	教育研究支援課授業改善担当副参事 （兼）教育支援担当主幹	伊藤雅子
	生涯学習課長（兼）津城跡整備活用推進 担当副参事	米山浩之
	生涯学習課公民館事業担当副参事 （兼）中央公民館長	松永正春

教育長 平成29年第6回教育委員会を開催します。傍聴はございません。本日の議案の概要説明をお願いします。

教育次長 それでは、本日の議案の概要でございますが、第13号 津市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部の改正について、第14号 平成29年度津市部活動指針について、第15号 平成29年度津市学校教育推進計画(案)について、第16号 津市指定有形文化財の指定について、第17号 津市社会教育委員の辞任について、5件の議案について、審議をお願いします。詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長から説明させますので、よろしくをお願いします。

教育長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第13号から議案第17号の議案5件です。このうち、議案第14号から議案第17号の議案4件につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第1号及び第4号の規定に該当するため、非公開としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 御異議ないようですので、議案第14号から議案第17号については非公開と決定します。

議案第14号 平成29年度津市部活動指針について

議案第14号 非公開で開催

議案第14号 原案可決

議案第15号 平成29年度津市学校教育推進計画(案)について

議案第15号 非公開で開催

議案第15号 原案可決

議案第16号 津市指定有形文化財の指定について

議案第16号 非公開で開催

議案第16号 原案可決

議案第17号 津市社会教育委員の辞任について

議案第17号 非公開で開催

議案第17号 原案可決

庄山委員長 それでは議事に入ります。議案第13号 津市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

公民館事業担当副参事（兼）中央公民館長 委員長。

庄山委員長 中央公民館長。

公民館事業担当副参事（兼）中央公民館長 公民館事業担当副参事でございます。議案第13号 津市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部の改正について、御説明させていただきます。この規則につきましては「津市公民館の設置及び管理に関する条例」第15号の規定に基づきまして、条例の施行に関し必要な事項を定めたものでございます。恐れ入りますが次のページの「改正理由」のほうを御覧いただきたいと思っております。公民館の使用許可を得ようとする者は使用する日の前の3月前の日から当日までの間に公民館の「使用許可申請書」というものを公民館に提出いただくことになっておりますが、津市橋北公民館の使用許可の申請はアストプラザ内でございます。アストホールと併せて使用する場合に限り、1年前の日から申請できることとしております。今後は、使用者の利便性の向上並びに貸館事業の円滑化を図るために、同じくアストプラザ内にありますギャラリーと併せて使用する場合の早期に申請することができるようにするための改正、また、アストホールとの申請期間の始まる時期と合わせるために改正を行おうとするものでございます。併せまして第1号様式及び第3号様式から第5号様式までの規定中のひらがなで「あてさき」と書いてある部分を漢字の「宛先」に改めさせていただきます。施行の期日につきましては、平成29年4月1日を予定しております。資料として「新旧対照表」等付けさせていただきました。以上で説明を終わらせていただきます。御審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

庄山委員長 説明は以上です。御質問等ございませぬか。このことにつきましては、利便性の向上及び貸館事業の円滑化ということで、特に多くの方がこのような御希望をされているということですか。

公民館事業担当副参事（兼）中央公民館長 はい。

庄山委員長 中央公民館長。

公民館事業担当副参事（兼）中央公民館長 現在、橋北公民館はアストプラザと複合施設になっております。その中でホールがあるんですけども、そこは現在、8割程度の稼働率という中で、その内の約2割ぐらいの方がこの規定に基づいて1年前の早期の申請をされております。併せまして、ギャラリーにつきましても控え室等の御利用で要望があるということでございますので、アストプラザ並びに橋北公民館の利便性の向上というかたちで、ご活用をお願いさせていただきたいと思っております。

庄山委員長 いかがでしょうか。

各委員 異議なし。

庄山委員長 異議なしのお声をいただきましたので、議案第13号について、原案どおり承認することとしてよろしいですね。

各委員 異議なし。

庄山委員長 議案第13号については、原案どおり承認します。それでは会議の冒頭で決定しました通っており、ここからは非公開とします。議案第14号 平成29年度津市部活動指針について、事務局から説明をお願いします。

教育研究支援課長 委員長。

庄山委員長 教育研究支援課長。

教育研究支援課長 教育研究支援課長でございます。議案第14号 平成29年度津市部活動指針について、説明させていただきます。部活動においては、文部科学省が1月の6日に教員の長時間労働を減らすために、運動部活動で休養日を設けるようにと通知が出されました。加えて、平成29年度中に適切な練習時間や休養日の日数を示すガイドラインが出される見込みでございます。このことを踏まえ、津市では先行して津市部活動指針を策定したいと考えております。資料のほうをよろしくお願ひいたします。1ページをお願ひいたします。ここでは部活動の意義を改めて確認し、共通認識が持てるように示しております。また、学習指導要領における部活動の位置づけについて示しました。2ページには、学習指導要領の総則及び教科との関連性について示しました。3ページのほうをお願いします。3の「部活動の在り方」については、生徒の自主的・自発的

な活動、生徒の心身の健康への留意、保護者の連携協力について示させてもらっております。また、4の「部活動の活動基準」については、(1)活動について(2)休養日の設定について(3)の長期休業中の活動、(4)の始業前の練習、(5)のその他の事項を示しました。特に(2)の休養日の設定については、「平日に週1日の休養日を設定すること」に加えて、「土曜日・日曜日の休養日についても1ヶ月に2日以上を設定すること」を基準として示しました。4ページのほうをよろしく願いいたします。5の「部活動の指導」については、体罰の禁止やコーチング技術の導入、大会及び練習試合等の活動計画の立案、スポーツ科学の導入等、生徒の状況を把握した指導の在り方について示しました。5ページに外部指導者の活用や保護者への配慮について示し、円滑な部活動経営ができるようにまとめました。ただ今説明しました内容につきましては、校長会及び中体連、教職員組合との懇談会を持ち、理解を得ております。以上で説明を終わります。御審査の程よろしく願いいたします。

庄山委員長 説明は以上です。御質問等ございませんか。

上島委員 すみません。

庄山委員長 上島委員。

上島委員 今、組合とかそういったところ、中体連とか一応確認されてるという話ですけれども、これは、こういうかたちでやるけどどうですかという確認ですか。

庄山委員長 教育研究支援課長

教育研究支援課長 いろいろ、本来の中体連のほうが現在の平成25年度にも文部科学省のほうでガイドラインが出されてまして、休養日の設定、特に休養日の設定については、週に平日の日に1日休み、休業日もどちらかを休んでいこうという指針が出され、それに基づいてやっているんですが、なかなか調整が取れないというところもあってですね、学校の半数ぐらいがガイドラインに従って実施しています。その他の学校も取っ払いという機運もあり、校長会についてもこの労働時間との関係もあって話が進められて、教職員組合についても同じような長時間労働についてどうしていくのかと、部活動の場合、新たに考えていくうえで、懇談会を設け持つというかたちで、その意見を聞かせていただく中で指針のほうに反映させていただくという、そういう次第でございます。よろし

いですか。

庄山委員長 上島委員。

上島委員 やっぱりかなり意見をもんで、文科省はどうあろうが、津市としてやっぱりこのところはもっとうしよう。それで、僕が一番気になるのは、労働時間だけ言ってるんですけども、子どもの健康状態、いろんなことを考えたトータル的に津市はどうするんだと。長時間労働、先生が大変だったらそれも変わることも大事なんです。そういったことも踏まえて、もっと長時間かけてですね、それぞれの意見をやっぱり吸い上げて、「これだったらやろう」と、やっぱりそれぞれが納得した中でやらなかったら、あるのはあるけども、「これはこれ」だと。なかなか徹底されてないところはそこにあると思うんです。いろんな、その校長会も含めて代表、それぞれの代表が集まって、どうやったらいいんだと今。それで、逆に言ったら、半数ぐらいがなかなかのってこないところがあると。同じ学校であっても、のってこないところもあると。クラブによっては。そういったところをなんとかしたらいいいんだ、ということを実体的にやっぱり相談していかなかったら、あるけども、守る者は守っているし、守らない者は守っていない、というような問題ではないと思うんです。そこのところをもう少し掘り下げたほうがいいんじゃないかな、と。あんまり早急にする必要はないのでは、文科省のが出ているので文科省が出ていけば、それが1つの基準になっていくと思うんです。それで、津市版としてそれを徹底するのにどうしたらいいかということも、もう少し時間かけたほうが良いような気がします。指針は指針としても。部活の在り方については良いけど、活動基準まではですね、そこのところについてはもう少し練ったほうが良いと思います。

庄山委員長 教育研究支援課長。

教育研究支援課長 これについては活動指針について、その議論の中、また校長会の中で、説明させていただく中で、やっぱり統一ラインを示してほしいというのがありまして、平成25年に出されたものをやっぱりある程度、徹底していきたい、という校長会の中でも進めてはいるんですが、やっぱり教育委員会のほうからある程度、示してほしいという強い要望もありまして、中体連のこともあり、こちらのほうに提案をさせていただいている次第であります。先ほどありましたように、これは教職員の労働時間だけの問題ではなくて、子どもの部活動への関心や意欲を損なわないように、ただ単に減らすのではなくて、子どもたちのスポーツに関する意欲もずっと確保したまま、それからケガや安全面の確保、それ

らも踏まえて、こういった指針を出してほしいという要望を踏まえて、御審議を賜りたいと思います。

庄山委員長 文科省が29年にもう一度ガイドラインを出してくるということで、その前に先行してという、その津市教育委員会の事務局の姿勢はよく理解します。よく理解します。しかしながら、子どもたちのことを、児童生徒のことを考えると特に小学校の児童は、卒業式のときに皆さん行かれたと思いますが、中学校教育に対してどれほど勉強と部活動に希望に燃え、期待をし、中学校に進学していくかということ、まず一つ考えておかなければいけないだと思います。それからもう一方で、この後で指針が出てくるわけですが、そこにも体力の向上というのがございます。小学校の場合は、10分の休憩時間であるとか、20分休憩とか、そういうときに外に出て、かなりの運動で遊びますので、それで体育の授業は担保されて、体力がある程度、向上してくるということは考えられますけれども、中学校は精神面プラス体力の向上という意味でも、それからその他の様々な第二次性徴の子どもたちを、自分の精神をコントロールしていくという意味でも、ここにも書かれておりますけれども、部活動というのは非常に大きな意味があるということはもう皆さん、教育委員会の皆さんもよくよくご存じだと思います。それで、この指針を出すのにあたって、中身も私、「ちょっと問題があるな」というふうに思っておりますけれども、1回、2回で校長会であるとか、それぐらい話し合っ、はいはい、それじゃあそれで、というような、これは部活動は問題ではないと思います。保護者の意見も聞いたり、それから、「疲れる」とか「つらい」とか「長時間」とか「ブラック企業」だとか、ブラックどうのこうのというやりとりもたくさん出ているようですけれども、そちらのほうの意見がかなり優先されて、規則で縛るというような、そうじゃなくて、やはり部活動というのは、先生たちが心から子どもたちを一生懸命指導しよう、かわいい子どもたちと一緒に居たい、子どもたちを指導していこう、というような気持ちがあつて、部活動というのは成り立つものです。そういう気持ちのない人は「えらい」「苦しい」「長時間」「嫌だ」というようなのが先に出てくる。やはり、生徒を育てるということが、物凄くこの部活動に対しては大事で、皆さんそのことはよくよくわかってみえてこれを作られたと思うんですけれども、私は何かちょっとこれ、こういうようなものを出すのは、少し何かどこか方向が違っているのではないかなというふうに思います。文科省もこの間の12月の会議で御意見を聞かせていただきましたけど、非常に迷っている。どうしていいかわからない、というふうな意見でした。私はその会議で大分聞きましたけれども、「何か良い意見があるんですか。何かどこかの県で良いようなことをやっているんなら教えてください」というようなことを聞きましたけれども、何も出てき

ませんでした。それで、できたら先生たちがブラック企業にならないように、ちょっとまあ、抑えようというふうなことです。それからもう一つは、吉田沙保里さんやら、それから前川楓さんやら、卒業式に皆さん告辞を読んでいただいたと思うんですけれども、どうしてあれが出てくるんですか。あの人たちは本当に苦しい練習をして、あそこまで私はせよとは言いません。あれは本当に特別な例なので言いませんけれども、そして栄光を掴んだわけです。部活動だけで栄光を掴むんじゃなくて、勉強でも栄光を掴む人はあるし、本でも読書でも何でも、いろんな映画界でも栄光を掴む人があるんです。栄光を掴む人はやっぱりそれなりの努力をして苦勞をし、そしてそれを支えてくれる先生がいて、そういうふうになっていくんです。そんなに軽々に「部活動があかん。これを短くせよ」というような、特にこの「土日を1日にしなさい」という考え方はどなたが作ったのかなど。教育委員会の事務局のかたが作ったとは思えない。これを私は学校に下ろすのはとても賛成できません。ですから、もし指針を作るのであれば、もう少しこの中身について一生懸命、部活動を本当に、本当に心からやりたい、むちゃくちゃに殴ったり蹴ったりとか、そんなのではなくて、心から子どもと一緒に活動したい、子どもたちも本当に一緒に練習したい、それはときには苦しいことがあります、運動するのに苦しいことなんてないことは絶対ありません、100m走ったらえらいんですから。それを何回も繰り返して100mは速くなるんです。それを支えるのが先生です。そういうようなことをいろいろ考えると、この指針については何かいろんな部分で問題があるような気はするんですけど、どれぐらいの時間、たぶんこれ検討していただいたんですか。

庄山委員長 教育研究支援課長

教育研究支援課長 これについては、この平成28年度当初から中体連とはこの部活動の休養日について、同席というかたちの話し合いも進めていく中で、各学校でばらつきがやっぱりあるということ、それから、これは少し土曜日の教育活動との関連もあって、アンケートを取っていく中で、特に中学校については、月曜日の疲れが非常に多くて授業に集中できないとか、教職員についても同じようなかたちで、その背景の中にはやっぱり土曜日が教育活動ももちろん入り、部活動がずっとやっていく中で、子どもとそれから教師の疲労感・疲弊感がやっぱり、かなり積もっているという実態をずっと、アンケートの中の追跡していく中で、子どもたちが学校で学習することであるとか、もちろん、部活動も一つの教育活動の位置づけでありますけれど、それがかなりハードになってる実態がやっぱり存在します。聞いていきますと、休みなしにやってる学校もあってですね、これがもう歯止めがかからない。それで、学校体制がそうなる中で、

どこかに基準を設定する必要がある。これももちろん、校長のリーダーシップによってやるべきものでもあるんですが、ただ、それだけでもう止まらない、隣の学校がどうなのかとか、保護者からの要望であるとか、そこにきっぱり効くのが学校単位だけでは、もう難しい状況にもなっているのかなという実態があります。それで、中体連とも相談しながら校長会にも話を持って行き、最初は2月の校長会でも議論をさせていただいて提案したものでございます。

上島委員 いいですか。

庄山委員長 上島委員。

上島委員 課長が言うことはよく分かるんです。分かるし、そうあるべきだと思います。けども、僕はちょっと庄山委員長と違って、「クラブだけに先生が集中したらいかんよ」と。そのあるエネルギーをもっと学級活動や、授業やとかそんなところへもっと、あのエネルギーを持って行ってほしいなど。あのエネルギー持って行ったら、そんな土曜日・日曜日ずっと、クラブばかりやってられないんです。それからもう一つは、やっぱり各種団体がですね、いろんな団体がいろんな大会を持ってきます。これに振り回されています。だから、そこ調整をしない限り、学校は大会にやっぱり出してやりたいし、親も出したいと。出なくていいんだけど、なかなかそれ選ぶというのは難しくなってきましたね、そのところを調整しなかったら、なかなかこれ難しい問題と違うかなと。「土曜日、日曜日、休みなさい」と言っても、次の週の土曜日、日曜日に大会があったら、やっぱりそれを練習したいと思うんです。ですから、一つは試合をどうするかということをもっとその他の各種の協会の関係ですね。中体連は中体連でもうそれ決まった。あまりにもそれが今、広がり過ぎてるもので、そのところを調整しなかったら、なかなか学校は「わかりました。そうします」なんていうことは、ならないんじゃないかなと。

庄山委員長 教育研究支援課長。

教育研究支援課長 もちろんそれらも踏まえて、協会等の調整ももちろん必要になってきます。ですので、特に今回この指針のほうの中で課題になるかな、と懸念される部分が4番の活動の基準のところになってきます。特に5番目のその他事項の中にはですね、学校で施設の関係もございまして、部活数が多くて体育館がなかなか使えない場合、「学校で一斉にこういうふうにしなさい」ということは当然、難しくなって、運動場の確保とかもあります。弾力的な運用もあり

ますし、それから競技の種目によって大会が集中する時期によって考慮しなきゃいけない、連日土日もあり得るかもしれません。だから、そこは弾力的な運用というのは、また具体的にしていかなければならないときと、指針として、やっぱり子どもたちの健康面がまず第一というふうに自分は考えております。それで、その中に国から示されてきて、最終的には29年のガイドラインについては、本当に適切な子どもにとっての運動量はどれだけかどうか、科学的な根拠に基づいたものが出てくる予定であります。これは少し聞いているところであるんですが、その中でやっぱり、週に2日間の休養日のある程度やっぱり設定していくというまず機運を高めていくことがまず大事だと思っています。一番最後のページの8番、指針の取り扱いについてということで、ガイドライン29年の4月に出されますので、ここで最終、整合性を取っていきたいと考えてます。ですので、津市の指針については、まず29年度で暫定的な形で取り扱っていきながら、それらの微調整の部分をこの時点から図って、29年度で本格的な実施という、そんな取り扱いにはしていきたいなどは思っております。この中で中体連であるとか、校長会であるとか、現場の教員の意見を吸い上げ、一つの方向性を出していきたいなど思っております。以上でございます。

庄山委員長 中学生が中学校で今、週1休んでいない学校というのはあるんですか。

教育研究支援課長 あります。

庄山委員長 ありますか。

教育研究支援課長 はい。

庄山委員長 たくさん。教育研究支援課長。

教育研究支援課長 休みを設定しなくて、自由なかたちになっている2校。

庄山委員長 それは2校あっても、その学校で校長の指示、あるいは顧問の配慮で一斉には休んでいないけれども、週1休んでないんですか。ずーっとやってます、今。教育研究支援課長。

教育研究支援課長 はい。やってる部活動もやっぱりあります。

庄山委員長 今まで、国体級で物凄い練習しているような学校でも、なんか最近、全部週1休んでいるというふうに聞いているんですけど、全然休みなし、もうだからつまり今、言っているのは、中間テストと期末テスト以外は休みなしですか、昔のように。教育研究支援課長。

教育研究支援課長 全てではございませんが、部活の中にそういう部活が存在するとも聞いておりますし、一番、自分が気になっておりますのは、そういった部活動がやっているのがあってですね、「あの部活はずっと先生が見てくれるのに」と。それで、周りの部活動が休めない状況がどんどん広まっているという状況も中にはありまして、それらにはきちっと歯止めをかける、これはもう管理職の指導というところもあるんですけども、段々それがもう学校の運営上、効かなくなっている実態もありますので、やっぱりそこには線引きが必要かなというふうには思っております。なかなか保護者からの要望があった場合、きちっと歯止めをするのがなかなか難しい状況もございます。

上島委員 校長の気持ちよくわかるんです。校長はつまり歯止め効かないわけです。そしたら、優勝させたり、結局、良い成績を取ったら、市からも市長からも褒めてもらえるし、その人らはもう自分のペースがあるもので、動きが取れないんです。こっちが言っても、言うとは隠れてやるんです。それで、よそへ行ってしまおうと。よそですれば、なかなか分からない学校で、それから、休み取ったら休み取っているようだけど、休みは何かと言ったら、子どもらを完全に離さない。そうじゃなくって、ちょっとゲーム的なことをやらせたり、それを休みを取ったと。もう一つは土日にあっちやこっち行ってしまおうんです、遠征で。これも子どもにとっても親にとっても物凄い負担になってきている。子どもは膝が痛い、腰は痛いし、あっちやこっちの病院へかかっていると。これはもう、無茶な世界になってきたと。ここまで行ってしまったら、もう学校の部活ではないということを経験したぶん思っていると思いますよ。ですから、ここで歯止めしなかったら、子どもが潰れてしまおうんじゃないかということを思っていますので、それはするべきだと思うんです。それでも、なかなかこういう規則を決めても、約束できても守らない者をどうするかが一番問題だと思うんです。

庄山委員長 私は逆でね、一生懸命やる先生、まあ行き過ぎの先生もあるんですけど、行き過ぎの先生を止めるための歯止めという意味で考えられているんですけど、やりたくない人ラッキーなんですよ、これだと。これ、「教育委員会、こんなにやらなくてもいいと言っているじゃないか。だから僕らそんなに無理しなくても」と。中学校で顧問を決めるのは本当に大変で、この頃の先生たちは

クラブをしていない先生もたくさんあって、していないというか、できるだけあまり積極的にしないほうがいいなと思っている先生たちもあって、したことがないというのもある。それを無理にお願いしなければいけないような状況があるわけですが、その方達に「そうなら、もう土日でも休んでしなくていいんだな」というふうな、そういうふうな取り方もされないかなという思いがあるんですよね。ですから、そのバランスを上手く取ったような指針にしたい。教育研究支援課長、どうぞ。

教育研究支援課長 実は今の部活動の基準につきましては、委員長が示された部分、それはもう学校でさせていただいて、やっぱり部活動の意義というのは、やっぱり中学校の教員も認識はさせていただいていると思っています。ただ、まあ「やりたくない」というネガティブな教員も居ることは事実あります。ただ、教科の準備であるとか教材研究の時間がどんどん損なわれていくという反面もあって、上手くバランスを取ってあげることが一番大事なのかなと。「教材研究は放っておいて、もう部活動もっと大きくやれ」と、そういうかたちには自分はないと思っています。それらのバランスが非常に大事だということと、ここに踏まえてある基準については、平日休を設けるということは、もう今、かなり定着が、特に会議の日は顧問が付けられないので、安全面の確保もということから、もうその日は早く帰して、休養日的な形を取るという方向性は進んでおります。ただ、土日については、まだ少し大会との調整であるとか、顧問は、もっとやりたいというものが非常に休みなくやってしまう実態もありますので、この辺について、国のほうは、土日をどちらかを休みなさいというふうな形で来るとは思うんですが、津市の場合、現状は1ヶ月に2回と弾力的な運用で進めて行こうと。それで、それが本当に果たしてそれで良いのかどうかと。土日の休養日については「1ヶ月2回以上」ということで、そんなふうを考えて、今の実態に合わせたような状況で少し、基準を設けていこうというのは、ありましたものでございます。

庄山委員長 上島委員。

上島委員 これって本当に部活動の原点に戻らないといけないうことです。それで、先生らがやりたくないというのは、専門の人がボンボンやるもので、専門がない人はそれやりたくないと思うんです。それで突き上げられて。だからある程度は、この「部活」というのは、自主的な活動なんです。子どもが自分達でやっていって、それが強くなろうが弱かろうが子どもたちはそれで、自分でそういう生きる力を付けていったらいい話であって、そのところはどうも忘れら

れてというところが大きな問題と違うかなと。今後、この指針を基に、いろんな校長会とかと話し合いをしていき、確認もしてもらおうということが続けてもらいたい。これでもう指針出したから、あなたたちがやりなさいよとは違って。それは是非ともお願いしたいと思います。

滝澤委員 上島委員が言われる通りだと思います。まあ部活とは何か、どうあるべきかというところの根本的なものなんですけれども、今の現状でやはり行き過ぎとか、思い違いをしている部分もないとは言えないので、こういう指針を津市が作ることによって、一つの目安というか基準というか、そういうことで、大会とか何か試合があつて無理なときは致し方ない、その辺の弾力性はお認めいただけるのではないかと考えているので、それこそ上島委員が言われたように現場と上手く調整を図りながら対応していかないと、と思います。ただ、指針として津市が作ることは、私は意義があることではないかと思っておりますので、部活の本来のかたちに近づけると言うか、自主的・自発的な参加によるものである、ということで、子どもたちのために、休養日を設ける等は必要なことではないかと思っておりますので、指針を作成することについて私は賛成です。それで、あとはフォローですね、現場がどのようになっているか、継続的にやっぱりアンケートなり、校長との話し合いなりをしていって、これが実情に合わないものであれば、適宜、変更していただく、あるいは29年度の文科省の指針も検討しながら、まずは指針を出してみることがまず必要なのではないかな、と思っておりますので、上島委員の言われたように「経過的に見ていく」ということを前提に、これは出されて良いのではないかな、と思っております。

庄山委員長 教育研究支援課長。

教育研究支援課長 今回の委員からのいただいた御意見で自分は進めていきたいと考えております。この指針を基に、調整はこれから教育研究支援課のほうでもきちっと把握しながら進めていきたいと思っております。

庄山委員長 あの一つ、最後ここだけちょっと。例えば、活動基準の休養日の設定が「平日に週1日の休養日を設定すること。加えて土日曜日の休養日についても1ヶ月に2日以上設定すること」、まあほとんどの人、こうやってしていると思うんですけど、毎週平日に1回ずつ休みですよ、月から金の中に。そして、土日に1ヶ月に2日。これ出してしまうと、一生懸命やっている人はどうかな、週1回休めばこのぐらい休みは取っていると思うんですけど、実際にやってみている中では。でも基準として、週1日で良いんじゃないかと。土日にしても休

業日にしても、例えば5月にですね、一番5月・6月・7月が盛んな時期ですね、練習の。中学校の体育の部活に考えてみたら。文科系はちょっと別でして。それをこういうふうな基準、「流動的で良いですよ」というような説明するんですかね。ちょっとこれどうかと思いますけど。

教育研究支援課長 土日の、この「1ヶ月2回」、2回というラインはもう一番少ないラインかな、と思っています。これよりなくしてしまうと、「土日はもうしてもいい」となると、「毎週土日はやりなさい」と。これが実は普段、平日も休養日はある程度設けている中でも、子どもたちの実態が月曜日に疲れが見えているというのが、土曜授業のアンケートを全員この前取った中でも明らかになっている状況があります。それは土日とやっていくと、蓄積していったって、1ヶ月、2ヶ月と。そんな状況を作っている中でやっぱり、どこかでやっぱり子どもたちの疲れを回復するのに、週1日ではやっぱり疲れが取れないという実態もあります。朝からもう丸一日やっているのを2日間やっているクラブもやっぱりございますので。子どもたちの健康面というのをやっぱり考えていくと、最低ラインはまず月2日というところがある。ただ、大会時であるとか、練習期であるとか、休息期、競技によってはその違いがございまして、その辺も上手く弾力的な運用をそこはせざるを得ないのかな、と考えております。以上でございます。

上島委員 今、よろしい。

庄山委員長 上島委員。

上島委員 これ、土・日入れないといけないと思います。やっぱり土・日が一番問題になっていると思う。「家庭に帰さないといけない」「家庭と過ごさないといけない」と言いながら、ある一方で。それで、土曜日・日曜日にそれこそ中学生だったら、家族旅行もできないと。ある一方では、家庭、「家庭生活を大事にしよう」と言いながらですね、その時間取れないと。やっぱりそのところのバランスから考えたら、まあ2日にするのは別としても、土曜日・日曜日の解決をしないことには、ダメじゃないかなと。ただあんまりこれやってしまうと、例えば、「1日丸々、土曜日でも日曜日でもやるんじゃないかと、半日の日も作りなさいよ」という、そういった、例えば「1日を土曜日を半日、日曜日を半日だったら、それ1日でカウントしますよ」というような、何か丸1日というのは、子どもにとってもものすごく負担になるんです。まあ種目によるのだけでも、人数がいっぱい居て、こんなふうにサッカーやバスケットを1日やっていたら、子どもらも飽きま

す。けども、それやっていますから。なので、そこら辺をある程度、上手く泳げるようなのも考えておいてあげないといけないんじゃないかな、と思いますけどね。

滝澤委員 はい。

庄山委員長 滝澤委員。

滝澤委員 そういう微調整は、現場で実際にやっていく中で考えていっていただいたらいいので、指針の中にあまりにも細かく入れてしまうと、目安にならないんですね。だから、私は「休養日の設定」というのがどうしても必要という認識のもと、このように作っていただいたので、これでいいと思います。現場はもう少し細かく、教育委員会のほうも「厳守」というようなことではなく、弾力的に考えていただく、ということによろしいんじゃないでしょうか。

庄山委員長 この説明の仕方ですね、校長の聞き方なんです。校長が学校への降ろし方なんです。これをバシッと降ろしてしまうと、その流動的とか、柔軟に、とかいうようなことがなくなって、非常に不満が出てきます。ですから、そこら辺の説明を、滝澤委員がおっしゃったようにしていただきまして、大会のない冬場なんかはもう本当に1時間も練習せんと30分で終わるんですよ、真っ暗になってきますからね。早く帰さないといけないので。ですから、冬場はそれほど問題ないのですが、大会前にこういうふうにあんまりビシッとする校長であれば、非常に中でかなりいろんな混乱が起こってくるのではないかな、ということなので、もしこの指針を出されるのであれば、私は全く賛成ではないですけど、ある程度の指針は必要だろうな、と思いますので、そこら辺のその校長会の説明、あるいは顧問の説明、中体連がこれをそのまま賛成したとはとても思えないんですけど、賛成されましたか。それは不思議ですね。

教育次長 委員長。

庄山委員長 どうぞ次長。

教育次長 その中体連と校長会の役員と、それから三教組。そんなところの団体でいろんなお話をしました。

庄山委員長 三教組は賛成すると思いますよ。

教育次長 皆の同じような考え方というのは、やはり指針を出さないと今までと同じ。というのは結局、以前から「週1回休みましょう」とか「土日どちらか休みましょう」というのは既に、もう随分昔からあったんですけど、そうではなくなっている。ですので、やっぱり津市教育委員会から出してもらった方が良いのだと。これを今言ったような中体連も校長会も皆同じように言っていましたので、やはりこれじゃなかったら、恐らく1年後には文科省の方からさっきも中川課長が言いましたけれども、「平日1日プラス土日どちらかを1日」。ですから、ひと月に4日は土日どちらかを休みになるというのは、このままだと多分1年後になるだろうと。ただ、それを一気にやるのは、ちょっと今の現状からすると難しいのではないかな、というのが当日の意見だった、というふうなことを感じます。それから、重ねて申し上げますが、子どものことは当然、そのおっしゃるとおりなんですけれど、やはり今の教職員のコンディションを整えるということも校長の大きな責任であるし、それから教育委員会の大きな責務になっていると自分も考えております。その中で考えた時に、自分のほうに毎月回ってくる超過勤務の実態というのも異常です。全ての教員がきちっと挙げているわけではありませんけども、月100時間越えというのが何人もいるわけです。中学に。それのかなりが部活なんです。それで、例えば部活動が原因で教員がバタッと倒れたときに、責任はどうなる。校長にしたら、そういうずっと月100時間以上とか80時間以上とかあり得ないような勤務状況を放置した、というのは非常に大きな問題になる。それをやっぱり是正するというのが、文科省の、今申し上げましたけど、「平日1日プラス土日どちらか1日」ということで、恐らく1年後出してくるだろうというようなことで、それをまあ先取りして、このようなことを進めていく、というようなことで、非常に意義のあることではないかなと。ただ、自分も懸念しているのは、P連のこともあります。P連の方で話をしてもらおうようなこともありますし、まあ話はしてはいますが、丁寧にP連の役員のかたの会議の場におじゃまをして、説明をすとかですね。それから、やはりこう出しても実際はお話するように、実際どういうふうに学校でやるか難しい部分もありますので、それをまたいろいろやっていった中では、いろいろと考えていけないといけないことも出てきますが、考えるべきところがあるかなと思いますので。

上島委員 ちょっとそれに関して。

庄山委員長 はい。

上島委員 逆にですね、クラブを一生懸命やらなかったらコンディションを崩す教員もいるんです。こういう人もいるんです。それで、じゃあその人だけかといったら、それに何人かが引っ張られていくんです。もっとやりたいという人はそういうところに引っ張られていきます。ですから非常に難しい問題で、ただ単に「クラブできないぐらいなら俺はもう組合を脱退する」とか、そういうところまでできています。ですから、本当に何が大事かということ、もっと真剣にやってみないと。それで、僕は先生だけではダメだと思いますね、教員だけでは。保護者や地域に、このことは大事ですよということを訴えていかないと。ですから、何が子どもにとって大事なんだと。僕、中体連が今、この線出したというのは、中体連は正解だと思います。中体連とは何かと言ったら、競技団体じゃないです。「子どもたちを運動を通して健やかに育てよう」というのが中体連。そこへ目を向けてきたというのは、良いことだと思うんです。ですから、それをやっぱりきちっと地域に広めていくことを、やっぱりしていかなければいけない。学校だけでこれをやっていたら、ダメだと思う。これせっかく指針出したら、これを地域に広める方法を、例えば保護者会とか、そういう総会の場とか、PTAの。そんな場で「クラブ活動はこうなんですよ」ということを言う機会を学校がもっと作っても良いと思う。

庄山委員長 少なくとも子どもたちが、中学生のこの時期に体力がもう重々お分かりのように、もう本当に成長する、物凄く成長する時期です。この時期に家に早く帰って、ゲームばかりしたり、携帯電話で、なにしろ中学生見ていると、家に帰ったらもう絶えず携帯電話をこうやっています。そういうような時間が増えるとそれが休養になって、休養にならないでまた月曜日疲れているというように、何が本当に大事なのかというようなことを、たくさん時間があったらたくさん勉強するか、私自身も考えても、たくさん時間があったら、そしたら勉強して本を読んでするのか、といったら、とてもじゃないけどそうじゃないので、そこら辺のところは釈迦に説法でございますので、重々、校長会でも御説明していただいて、子どものために一生懸命やるという先生たちが、やらなくなるように、よろしく願います。御意見はその他ございませんか。それでは、14号は原案どおりというか、多少また考えていただく、ということで、承認することにしたいですけどよろしいですか。

各委員 異議なし。

庄山委員長 では、よろしく願います。その次に議案第15号 平成29年度津市学校教育推進計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

教育研究支援課長 委員長。

庄山委員長 教育研究支援課長。

教育研究支援課長 教育研究支援課長でございます。議案 第15号 平成29年度 学校教育推進計画について、説明させていただきます。平成29年度は、「津市教育振興ビジョン後期基本計画」の最終年度であり、それに基づいて「学校教育推進計画」を策定しております。1ページをお願いいたします。こちらのほうには、津市の目指す学校像は昨年に引き続き、「子どもたちが自ら意欲的に学ぶ学校づくり」として、小中一貫の理念や手法を活用し、学力の向上と学校生活の充実を図っていくものを図式化したものでございます。2ページ、3ページをお願いいたします。「津市教育振興ビジョン」と「津市学校教育推進計画」の関係性を示したものでございます。学校教育の推進を図るために信頼される学校づくり、教育内容の充実、教育環境の整備・充実を柱に5つの目標を設定しております。これらを達成するために、一番右のほうに記載させていただきました17の重点取組を計画しております。4ページのほうをお願いいたします。ここでは、重点取組の一覧を示してあります。その中でも特に主眼を置いて取り組むべき内容は、重点取組1の「小中一貫教育の推進体制の確立」。今年度の小中一貫教育全て、「本格実施」となっていく予定です。重点取組6の「英語教育の推進」。重点取組の11「特別支援教育の充実」。重点取組12の「道徳教育の推進」。また、教育環境の整備・充実として、重点取組16の「学校施設環境の整備促進」。17の「幼児教育の環境整備」、となります。5ページのほうをお願いいたします。ここからは、各目標ごとの取組内容を「教育委員会の取組」と「各学校・園の取組」をそれぞれ示させていただきました。四角で囲ってある上段分が「教育委員会の取組」でございます。下段のほうが「学校・園の取組」でございます。まず目標1の「小中一貫教育の継続的な教育の推進」では、平成29年度で全ての中学校区が「本格実施」となります。教育委員会としては、「授業力向上支援員の配置」や「小中相互乗り入れ授業」、「指導主事の派遣による支援」等、より一層充実を図っていきます。学校・園においては、中学校区で一貫した教育の推進に加え、幼稚園や保育所等との連携を更に促進させていただきます。6ページのほうをお願いいたします。目標2の「地域と共にある学校・園づくりの推進」については、重点取組の3において、地域と学校が連携・協働して地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく活動の在り方を整理し、特色ある学校づくりを推進いたします。特に平成29年度には今後、国が示す「コミュニティ・スクール」の設置等について懇談会を開催し、意見をいただきながら、津市として

の方向性を確立していきたいと考えております。また、「各学校への取組」の中で、家庭や地域の教育の向上を図るため、本年度作成した「津市版家庭学習マニュアル」を積極的に活用し、より学校と家庭が連携した取組ができるよう進めてまいりたいと思っております。7ページの目標3の「指導力の向上」においては、各学校の指針となる「津市版授業改善マニュアル」や「津市版家庭学習マニュアル」を活用し、継続的な授業改善と学習環境づくりに取り組めます。中でも「指導実践プロジェクト」や「学力向上プロジェクト」において、先進地視察や講師招へいなど、授業改善や指導力向上に向けた支援の充実を図っていきます。8ページのほうをお願いします。目標4の「教育活動の推進」については、平成32年度の学習指導要領改訂の準備段階として、英語教育において、「津市英語教育推進プラン」を策定するとともに「英語教育推進指導員」を配置し、教員の授業力向上、及びALTの指導力の向上を図ってまいります。また、就学前教育において、幼稚園・保育所・認定こども園に係る大枠的な「就学前教育カリキュラム」策定に取り組んでいきます。さらに人権教育については、「中学校区人権教育カリキュラム」を基にした人権教育の推進を図るとともに、「地域人権フェスティバル」や「人権講演会」を開催し、地域の人権ネットワークづくりを支援してまいります。10ページのほうをよろしく願いいたします。「特別支援教育の充実」については、学校サポート担当を増員し、指導主事とチームで支援する体制を整え、特別な支援を必要とする子どもへの早期からの支援の充実を図ってまいります。11ページの「豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の充実」については、平成30年度に本格実施される「道徳の教科化」に向け、道徳の時間の充実や指導内容・指導方法の研修を進めてまいります。また、子どもたちの体力の向上を図るために、本年度設置した「体力向上推進委員会」を中心に、体育科教育の指導充実に取り組み、基礎的な体力や運動能力の向上に向けた取組を推進させます。12ページをお願いいたします。「生徒指導の充実」については、いじめの早期発見につなげ、早期対応ができるように「津市いじめアンケート調査用紙」の見直しを行い、より実効性の高い調査を実施するとともに、生徒指導体制の強化、及び様々な問題行動に対する研修の充実を図ってまいります。また、新たな不登校を生まないための未然防止策に加え、不登校の心の理解や具体的な対処方法を含めた研修を促進します。さらに「防災教育」については、引き続き教職員の防災教育に対する資質向上を図るとともに、学校独自の防災教育に取り組んでいきます。14ページをお願いします。目標5の「環境教育の充実」については、学校施設環境の整備促進として、校舎の大規模改造工事や普通教室へのエアコン整備計画を進めます。また、幼児教育の環境整備については、福祉部門と連携した「幼保連携型認定こども園」の整備や公立幼稚園の適正規模の確保を進めます。15ページ、16ページにおいては、市・県・国の事業等を体系化した

しました。以上、平成29年度 学校教育推進計画について、説明を終わらせていただきます。御審査のほどよろしく願いいたします。

庄山委員長 説明は以上でございます。御質問ございませんか。

上島委員 3点よろしい。

庄山委員長 上島委員。

上島委員 1点は、今年の1つの、来年度、一番大きなメインは義務教育学校だと思うんです。その義務教育学校の記述は1つありません。それで、小中一貫やらそういった中で、義務教育学校をやっぱり少なくとも、津市の教員は1回でものぞくべきだと思うんです、この1年の間で。どういう、あるいは、そこから発信されるものというのをやっぱり、知っていかないとダメだと。そういった文言がないもので、やっぱり義務教育学校というのは、一つ欲しいのと違うかなと思ひまして。それから、先ほどありましたクラブ。部活動の在り方について。生徒指導の中の自己指導力、こういったところが、さっき言った指針を基にずっとこう、検討を進めていくとかですね、それらを入れるべきじゃないかな、と思ひます。最後に、117個、実は施策がございます。これなんとかですね、今すぐとは言いません、何年間かの中でこれ減らすべきだと思います。これだけの施策を、事務局員がやったら大変なことになります。ですから、もうほとんどないものだったら削るとか、これとこれは一緒にしてしまうとかですね、そういったことをして、この職員で賄えるぐらいの施策に減らすべきじゃないかと思ひますので、そこら辺、また検討してください。

庄山委員長 教育研究支援課長。

教育研究支援課長 教育研究支援課長でございます。義務教育学校についてはもう、小中一貫教育の推進の中の大きな柱になっております。そこら辺を5ページのところに少し追加したかたちで、述べさせていただくことを考えております。それから、部活動についても生徒指導と両立になるかと思ひますが、こちらのことも少し追加して入れさせていただきたいと思ひます。最後の施策については、これはもう本当に整理してよりスリムなかたちで、やっぱり事業展開できるようにこれから検討していこうと考えています。

庄山委員長 よろしいですか。大綱、教育大綱は先日出されたわけですけども、

それとの関係のところ、それがどんなふうに反映されているかだけ、一つ、それだけは教えてください。

教育研究支援課長 この教育大綱の「教職員の子どもたちと向き合う時間の確保」ということから、「学力向上」であるとか、「友達と豊かな心をはぐくむ」であるとか、そういったことが実はもう、それらはもう、この中には元々入っている中身だと自分は考えております。ですので、子どもたちと向き合う中で授業力を高めていく、または、自分の自己研鑽を高めていく、または生徒指導の中で、子どもたちの悩みや心を変えていくというのは全て含まれている、というふうには自分は捉えております。

庄山委員長 ですから3つ柱があったわけですけど、3つの柱はそういうふうここに具体的にお尋ねがあったときに答えられるようになっている、ということですね。わかりました。あと、もう1点だけ。今、防災が非常に叫ばれている時期で「各地区にも防災計画を立てなさい」という、今までなかったようなものを市の当局から立てなければいけないような状況がきていて、区長たちは慌てているんですけども、この「防災教育の推進」については、あんまり中身が進んでいないような気がします。この辺はもう少し充実した、避難所になった場合、「避難所運営図上訓練」の実施とか、「学校防災図上訓練」程度でよろしいかな、ちょっとどうかな、というふうに思うんですけども。それから、最低必要な物品の点検・確認、ここまでそれは書かなくていいのかな、と。ここら辺の指針はどうでしょうか。中川教育研究支援課長。

教育研究支援課長 防災教育については、やっぱり年々かなり充実はしてきていると自分は感じております。三重大学の川口先生のほうもずっと回っていただきながら、その辺についてもかなり具体的に、または地域と連携した取組が津市の中では進み始めている、というふうに検証も進めていただいておりますし、ある学校では地域でもし本当に起こったときに中学生が主体となって防災時、共助であるとか、人を助けることをやらなきゃいけないということで、今、市から与えられている様々な防災器具、簡易トイレであるとか、防災の照明であるとか、発電機とかそんなのを1日宿泊をして研修を積んでやるといった、そういったところも出てきておりますので、かなりこれは進んできた、というふうに考えております。特に市との連携は進んでおります。

庄山委員長 その他いかがでしょうか。

滝澤委員 はい。

庄山委員長 滝澤委員。

滝澤委員 ちょっとわからないので教えていただきたいのですけれども、例えば5ページ見ていただいて、「小中一貫した継続した教育の推進」ということで、中学校区で目指す子ども像の設定をするわけですね。「こういう子どもであってほしい」と。「こういう子どもを目指そう」と。そういうことで小中一貫教育で9年間のカリキュラム、あるいは、その前の幼保連携等の子どもたちから、幼稚園・保育所等も連携していく、目指す子ども像を目標にと言いますか、あるんですが、これは、この「小中一貫教育推進協議会」とか部会を組織して、そこで協議する、ということをやると書いてあるんですが、一度作成するとですね、それはその子どもたちに9年間それを適用するわけですが、この継続性と言いますか、例えば校長が代わるとまた新しく設定し直すのか、とかですね、微妙にやっぱりその中学校区で違うことが出てくると思うんですが、そこら辺のバランスと、あと「その継続性をどう担保していくのか」というのがちょっと、「いつ作って、それは、その子どもたちはどこまでが対象なのか」とか、作り方を含めて「継続性」という意味で、どのように考えていただいているのか、ちょっとお聞きしたいんですけれど。

庄山委員長 教育研究支援課長。

教育研究支援課長 教育研究支援課長でございます。まず、「目指す子ども像」については、まず校長先生、中学校区の校長先生が集まっていただいて、または幼稚園の園長先生や保育園の先生も入っていただく、そういうような学校区によって違いはあるんですが、代表の中でまず協議をしていく中で、まず「どんな子ども像にするか」というのと同時に、「組織をどんな、この中学校区は組織になっていったら、子どもたちの基本的な学力であるとか、生活が本当に充実していくか」とか、そんなのを考えていく。その中で校長、まあまあ中核になってもらってやるんですが、全体、教職員全てが入って設定をしていったものになります。それで、各部会等がやっぱりいくつかございますので、そこでやっていった中でいろんなご意見がまた、校長会で、その校区の校長会の中で挙がってきて、修正したりする。そのような状況もやっぱりございます。

滝澤委員 はい。

庄山委員長 滝澤委員。

滝澤委員 修正はするものの基本は変わらないということですね。それはずっとですか。1回設定したらということになるのか、ちょっとわからないんですけど、そういう「目指す子ども像」というのは、それほど大きく違いはないだろうと思うんですが、理想はね。1回作ったら基本は一緒に、あとは継続的にフォロー、直していく、というようなものなのか、校長が代わるたびに変わるものなのか、その辺の継続性がちょっと、よくわからないので。

上島委員 これ、よろしい。

庄山委員長 上島委員。

上島委員 ばくつとした子ども像ならいいと思うんです。だけでも具体的な、「この学校の子はこんな子にしよう」というのがはっきり出てきたときに、これは9年間、校長が代わったら変わってくる可能性がある。ただ、そのとき、やっぱりそういう具体的なほうがいいと思うんです。それは、地域の状況やいろんなことを見定めて物事を作らなかったら、それこそ年度で変わってしまったら、ダメなものではないかと。そこら辺はやっぱり。

庄山委員長 中川教育研究支援課長。

教育研究支援課長 上島委員のおっしゃるとおりで、これはもう地域によって全く変わっていきます。例えば、人権教育を柱にしているところで、いろんな差別心やそんなのと向き合っていかなきゃいけないところは、もう柱もきちっともちろんしておりますし、それとそうでないところであっても、地域の状況によって、新興住宅地のところはどうしていかなきゃいけないのかとか、子どもがそこで育っていく中で、やっぱり違いがあります。その中核は変わらないと思います。それで、具体的なところで、じゃあそれを目指すために、年度年度に取り組み方を変えようとか、そういうなのはやっぱり当然、起こってきますので。ただ、大きく根本が変わる場合については、本当に議論がもちろん起こってきています。地域の方々の願いや保護者のかたの願いなんかもやっぱり汲み取って、それはもう日々の教育活動の中で、学校長を含めキャッチできているものかな、というふうに思います。

庄山委員長 滝澤委員。

滝澤委員 目指す子ども像、具体的に言葉にして示すものですよね。それは、一度作ったものはそれほど大きく変わらず継続していくと。漠然としたものである、ということと理解してよろしいですか。

教育研究支援課長 はい。

上島委員 漠然としたものでいいのか。

教育研究支援課長 漠然としたものというか、一応、柔軟的なものと、それから、具体的ものが、両方と存在しております。ですので、これも地域の特色になるのかな、というところは一応入っておりますので。

上島委員 例えば。

庄山委員長 上島委員。

上島委員 もう「ウチの地域の、ウチの学校を出た子は、自分のことは全部自分でやれるようにしよう、そんな子どもを育てよ」と、具体的なもの、あるいは、「優しい心を持った正直」とか、そういうのがあって、初めていくもので、漠然とした、どこでもあるようなものをいくつか並べて、「こんな子ども」と言たって、必要ないですよ。

教育研究支援課長 はい。

庄山委員長 教育研究支援課長。

教育研究支援課長 「漠然と」というかたちは、もちろんそういうかたちでは表現しているところもありますが、その下に目指すところの、特に「自分のことは自分でやる」とか、「自分から物事を発信できる子どもにする」とか、「地域と連携して何かができる子ども」とか、具体的なポイントは当然、挙がっておりますので、表意はそれがなしには一貫性を持たせることができないので、それはあります。ただ、それらを統合的にしたときに、キャッチコピー的にはなるかもしれませんが。そういうものもやっぱり存在して、その中には教員が認識してそれらを追いかけるような、共通するものはきちんと存在しております。

上島委員 よろしいですか。

庄山委員長 上島委員。

上島委員 ということは、段階的にきちんとしていくと、「中学校3年生を卒業するだけでこんな子になっていますよ」という事がゆるいからダメだと思います。年ごとに変わっていったらダメです。ただ、そこの中の具体的に例えば小学校のときは、「小学校低学年はこういう子どもにしよう」とか、中学校ではそれを発展させてこうしようという部分のやり方について、中身については目指すものが同じだったらいいと思うんですけど、一旦決めて簡単に変えてしまうと、むちゃくちゃになってしまうと思うんです。ですので、決めるときにきちんと、この地域ではこれが主だということを踏まえてやっていかないとダメなんじゃないかな、と思うんですけどね。逆に、それを反発するような校長をそこに置いてはいけないんです。それを推進していく校長を持っていかないといけないと思います。

庄山委員長 学校教育課長。

学校教育課長 中学校区で設定した目指す子ども像の下には、各学校、各小中学校の目指す子ども像というのが当然あるわけで、各小中学校というのは、中学校区の大きな目指す子ども像に合った中で、それぞれの特色を持った目指す子ども像があるので、その基になる中学校区の子ども像というイメージで考えているんですけども、今、委員おっしゃられたように、漠然とは言いませんが、各それぞれの学校よりは少し、それぞれの学校で、これだけはやりましょうというのが1つのものがあって、それを基にした、それぞれの各小中学校にある目指す子ども像がある、というイメージになるのかな、というのは思います。

上島委員 それでいいと思いますね。

庄山委員長 よろしいですか。

滝澤委員 はい。作るのは大変だなと思います。

庄山委員長 作るのは大変だと。

富田委員 いいですか。

庄山委員長 富田委員。

富田委員 保育・幼児教育のところで聞きたいんですけども、5ページのところに「幼稚園や保育所等との連携の推進」というのがあり、この間に保育園・幼稚園というのが、どうしても民間園が多いですから、民間園が、校区もまたがって通っているお子さんもたくさんいる中で、公立でない幼稚園さんとの『連携』というのをどのようにやっていくのかというところが一点。あともう一つはですね、最後ら辺にあったんですけども、14ページの「こども園の整備や公立幼稚園の適正規模の確保を進めます」というところで、子ども・子育て支援の新制度ができてから、公立幼稚園も保育料が上がっていく中で、恐らく園児が減っていき、実際に「1クラスで1桁の人数しかいない」という園が、非常に津市内にも増えていっています。この辺りは恐らく、「近々の園との交流で」というところで賄っていくんだと思うんですけども、どんどん本当に減っていくという中で、それに対してどういうふうに今後、対応をしていこうと考えているのかというところを、この2点、お聞かせいただけたらと思います。

庄山委員長 教育研究支援課長。

教育研究支援課長 教育研究支援課長でございます。幼稚園や保育園と小中一貫教育の関係の連携はもう各中学校区で既に進められておりまして、園長先生とか、まず管理職が、共に地域にある課題を共有して、どんなふうな教育を、15歳の子どもの姿を描き、または、さらにその先の子どもたちの姿を描きながらやっていこう、ということで、園長先生をはじめ入っていただいて、また、合同研修会を開催したりとか、また、保育園や幼稚園が小学校に合同の行事をしたりとか、多くの学校でどんどん進めていって、広まりがありますので、そこを中核としながら、この中でいろんなカリキュラムであるとかを今後、作っていこう、というふうにも考えております。

庄山委員長 もう1点、「私立」。

教育研究支援課長 私立については、今すっと入っていく、というかたちには難しい状況はありますね。ですので、この辺については検討課題にはなるかとは思っております。まだ具体的な計画は今ありません。

庄山委員長 どんどん待機児童が減っていくかもしれないという。

学校教育課長。

学校教育課長 学校教育課長でございます。今の幼稚園と保育所ですけど、津市の場合、基本的には幼稚園は公立幼稚園を見えています。ただ、私立の幼稚園とも連携を取りながら、当然やっているという状況です。それで、福祉は保育について私立と両方、全部一括にしているんですね。だから、津市としては保育所については一括で見ているんですけど、ただその、「保幼小の一貫教育」となると、例えば各地域に昔の教振みたいな、振興のグループというかあるんですけど、その中には確かに小学校、中学校、幼稚園、保育所も入っているんですけど、今はその「保育所」というのは公立ですよ。だから、そここのところというのは、大きな課題だな、と思います。今、委員におっしゃっていただいて、私立の保育所とかの交流がどの程度できているのかというのは、課題としてあるのかなと思います。

庄山委員長 今回の回答で、最後の方が答えと違ったな、と思うんですけど。もう一度、その2つ目の質問をお願いします。

学校教育課長 適正規模です。それで今、経過措置を取り、利用者負担額が同じ新しい制度に入ったところは1万7,600円です。同じになるので、もう31年には、そういうことになるというふうな状況で、昨年度末と今年の、来年度の園児数を見たときにはやはり、公立は100名余り減っています。そういうふうな状況になっています。実際、20名を切る園がもう十数園あります。それから、10名を切っている園も、もう5~6園はあったかと思います。そういうような状況にはなっています。その中で今、富田委員おっしゃったように、どうやって対応しているかという、今言われた隣同士の近隣の園と合同保育をしたりとか、それを月1回、月1回を週というふうな、1週間にとか2週間に1回とか、そんな回数を増やすようなことで、できるだけ集団での遊びを通しての学び、というのができるようなかたちをやってはいるんですけど、先を見ていると随分大変だな、という状況にはなっています。それで、実は今、きちんと明文化しているわけではありませんが、一つの適正規模としては20人です。20人というのは、いろんな遊びを6~7人のグループで、いろんな遊びがありますので、3つ、4つができるようなグループができる一つの最低の適正規模としたら20は要るんだらうな、という一つの考えはあります。ただそれで、ここはもうなくしていくんだという、なかなかそこは地域性もあつたりとか難しいと思いますので、一つの目安としてはそういうふうなことを考えながら、生きていくほうを考えながら、今後どういうふうに、今後また32年以降のその新しい子ども

や教師の授業計画、というのがありますので、そんな中でそういったことはまたどのようにしていくのか、とか、そういったことも含めた、あるいは、幼稚園は幼稚園で単独で残していくのか、あるいは、どうしていくのか、というような辺りのことは考えていかなければいけません。

教育研究支援課長 すみません。

庄山委員長 教育研究支援課長。

教育研究支援課長 付け加えの部分です。1件目の話題の中で、私立のところについては、例えばその私立の学校がある校区で、そのお子さんがその地域の公立の小学校にお通いになる、ということについては、連携はやっぱり進んでおります。一緒のように小中一貫教育の令の下、互いに共通理解をしてやっているところもあります。ただ、一つの幼稚園であるとか、どこかに一斉に、中心地なんかは、分散されるところについては、なかなかこれが難しい、ということで、一緒にするという事は、実際はできてないという状況にある。周辺であるとか校区の中に存在して、そこと連携というのは、現在もやっているところはございます。

庄山委員長 富田委員、どうぞ。

富田委員 一つやっぱり、保幼小の接続連携、というところを、津市としてしっかりやっていくためには、私立、民間園と今後、どれだけ交流を深めていくか、というところが、やはりポイントかと思うんですね。それで、津市はやはり、いろんな研修で呼ばれて行く中で思ったのは、民間園との交流の研修はすごく少ないんですよね。一緒に講演を聞くという機会はあるんですけども、それぐらいのことで、未だに事例検討会みたいなものを民間園と一緒にやる、ということがない。ですから、随分、津市内では公立と私立が距離がある、という印象はすごくあります。ですから、もっと交流を深めていかないと、まずそこが最初にあつてから保幼とあと小学校の接続連携、というところも深めていけるのかな、というふうには思いますので、その辺の私立さんとの交流・研修の機会、というところを今後、考えていただくといいかな、というのが一つです。それで、もう一つのその「適正規模」というところに関してなんですけれども、子どもの数がこうして減ってきたから、「じゃあすぐなくす」ということではない、というふうなことでしたので、そのほうがいいかな、とは思いますが、地域のことを考えましても。例えば四日市さんなんかでは、4歳児・5歳児クラスそれぞれ

れが一桁になると、もうすぐに2年齢クラスで合同にしてしまうとか、あるいは、一桁が何年か続くと、すぐもうそこはなくしてしまう、というふうな、はっきりした方針が出されていますよね。だから、そういうことは今、津市では現在ないということですね。

庄山委員長 関連してですか。

上島委員 はい。

庄山委員長 どうぞ。

上島委員 さっきは教育課長が公立の幼稚園がかなり減ってきていると。それは子どもの数に大体比例しますか。

庄山委員長 学校教育課長。

学校教育課長 子どもの数というより、やはり保育所に行くかたが多いと思っています。だから、私立についても減ってきています。ですので、大体津市の場合、私立と公立は大体同じぐらい、1,500ぐらい前後の数ですけど私立も確かに減っているの、親御さんの各家庭の働き方とかそういったことで、保育所のニーズがやはり非常に高いのはありますね。

上島委員 はい。

庄山委員長 上島委員。

上島委員 そういう地域というか、社会の状況が変わってきていると思います。だからそれ変わった、変わっていることに対して対応を幼稚園ができなかったら、保護者はそちらに流れると思います。ですから、公立幼稚園が生き残っていくんだったら、僕はそれに対応できるだけの何かのシステムを作ってやらなかったら、保護者は「この世の中のニーズに合っていない」ということなので、合わせていかなかったら移るのではないかと思います。確かに、20とか数字は難しいけども、僕も幼稚園やらせてもらった、もう本当に少ないところで、男の子が2人ぐらいしかいないんです。3学年、3歳児、4歳児、5歳児で。サッカーしていて、サッカーをどうやってやるかといったら、一人で蹴ったりキーパーをしたりしている。これで実際に本当に集団性が育つのかなと思います。僕は

「経費がどうのこうの」ではなしに、「子どもが育つ」というふう考えたときに、やっぱり集団生活の一つの入口なんです。そのところである程度の人数の中でもまれていって、それで、本当に3歳児、4、5というのは、成長物凄い著しいです。初めは一人遊びしかできなかった子が今度、好きな子と一緒に遊び、それで、今度は5歳ぐらいになると、もう集団で遊べると。やっぱりそういうことは非常に大事なので、ある程度の人数は必要だと思うんです。そのところはやっぱり、僕は四日市が良いとか悪いとかではないですけども、ある程度、市が決断しなかったら、地域は「俺のところたくさん作れ、俺のところの嫁も来ないぞ。幼稚園なかったら」、そんな話とは違ってですね、「子どもがどうやったら育っていくんだ」ということを考えていかないといけないんじゃないかと思えます。

庄山委員長 それはまた今後、検討をしていただく、ということをお願いしたいと思えます。その他、よろしいでしょうか。それでは、御異議なきようですので、議案第15号については、一部少し直していただく、ということをございましたね。

上島委員 一つ追加でよろしい。

庄山委員長 追加ありますか。

上島委員 大綱、1枚のペーパーになったものありますか。冊子になっているものではなくて、1枚のペーパーで。

教育総務課長 大綱のですか。大綱、1枚ではない。

上島委員 何かそういうのは編集できないですか。こんなに厚いものと違って。というのは、この推進計画の前に大綱があると思うんです。それで今度、説明会の際に、その大綱をやっぱり渡すといいと思うんです。新しく校長になった人もいますし。

庄山委員長 國分課長、どうぞ。

教育総務課長 この大綱につきましては、印刷させていただきまして、各学校の教員全てに配らせていただくようなことで、今、進めております。一枚もののダイジェストみたいなのは、

上島委員 なくてもそれでもよろしいですけれども、この推進計画の前の、今度、施策説明の前には、それを付けて出すほうがいいと思います。

庄山委員長 22人、校長先生が御退職になられるということで、20人ぐらいですかね、なられるということでございますので。その案をダイジェスト版にできれば短く、もうそういう時間がなければそのまま、ということで結構でございますので、できますのですか、だけ。

教育研究支援課長 ダイジェスト、この中に盛り込むということですか。

庄山委員長 違います、上に載せるだけです。付けるだけ。よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、議案第15号につきまして、原案どおり、一部少し修正があるということですが、承認してよろしいですか。

各委員 異議なし。

庄山委員長 それでは承認します。次にいきます。議案第16号 津市指定有形文化財の指定について、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長。

生涯学習課長 議案第16号、津市指定有形文化財の指定につきまして御説明させていただきます。平成28年8月5日の「第1回津市文化財保護審議会」をおこなって、市指定文化財候補として審議いただくよう諮問しました。有形文化財「木造 魚籃観音立像」、大宝院所蔵の「国府阿弥陀関係資料」につきまして、それぞれの専門分野の審議委員により調査がおこなわれ、この2月24日に開催されました「第2回津市文化財保護審議会」におきまして、文化財指定に係る建議がありましたので、御説明させていただきます。「木造 魚籃観音立像」につきましては、資料の2ページから4ページでございます。「木造 魚籃観音立像」は「高村光雲」の制作で、明治42年12月に津市で伊勢銅器制作競技会が開催されることに際して、名のある作家の彫刻作品によって、伊勢銅器を復旧させよう、当時の津市長、内田正雄と伊勢銅器組合長の棚村房吉が伊勢銅器組合の参考作品として高村光雲に依頼した、という木造でございます。その箱書きから、明治36年、1903年頃の制作、ということが判明しております。4ページ目の写真をご覧ください。髪を結び頭をやや左に向ける漢風の着物をまとって、右手に魚を入れた魚籃（かご）を持ち、左手は右手に軽く添える。左足を少し前に出

して腰をわずかにひねって台座に立つものでございます。材質はカヤかサクラと思われる緻密な部材で、台座を含めて全身を彫り出す一木造となっております。作家の「高村光雲」は明治から昭和初期にかけて活躍した仏師・彫刻家で、江戸時代までの木彫りの技術の伝統を近代につなぐ重要な役割を果たした、近代の彫刻界の発展に多大な業績を遺しております。中でも代表作品「老猿」は、重要文化財にも指定されております。この木造につきましては、高村光雲の優れた技術がありありと感じられる見事な彫刻の技を示す作品であること、また、彫刻として造形もしっかりしていて、全体にまとめ上げられております。光雲の作品には仏教的なテーマの像がまま見られるのですが、この像もその一つとなり、津市指定有形文化財として指定し、その保存・活用に努められるよう建議がなされました。続きまして、大宝院所蔵の「国府阿弥陀関係資料」でございます。資料は5ページから9ページであります。「国府阿弥陀関係資料」は、9件の資料からなります。「国府阿弥陀」はもともと鈴鹿の国府というところにあった無量寿寺にあったもので、その後、寺院が荒廃して、その頃、織田信包の津城下の形成のときに大門の地に移ってきたと。そのときにこの「国府阿弥陀」も大宝院に移してきた、というふうに伝わっております。それで、(1)の「国府阿弥陀勧進帳」。それから、(2)の「国府阿弥陀袈裟添状」は、国府阿弥陀の草創期に関わる資料となるものですが、これを補う資料は乏しく、その詳細が判然といたしません。(3)の銅像につきましては、背中に刻まれた銘文から明暦4年、1658年の辻重種による制作ということがわかります。ほぼ等身大のもので、辻の鋳物師の制作した仏像としては、松阪市の薬師寺の「釈迦阿弥陀如来坐像」、これは慶安5年、1652年のものですが、これに続く作例で比較的古いものというふうになります。(4)は、端に刻まれた銘文から、作者が辻三郎兵衛ということが判明しましたが、辻の鋳物師に関連する人物かどうかが不明であります。ただ、にわたりの紋様を持つというものは、珍しいものであることではあります。また、(5)、(6)、(7)、(8)につきましては、嘉永6年、1853年にですね、国府阿弥陀を江戸の「回向院」においておこなわれた出開帳。これは本堂でお披露目するのではなく、江戸まで持って行ってお披露目するような、そういうかたちになります。それに関係するもので、「江戸出開帳関係資料」として、まとめられるものです。江戸での出開帳につきましては、全国的にも有名なお寺が実施しておりまして、その数はかなりたくさんあるものでございます。江戸の出開帳は17世紀ぐらいの中頃から見られて、国府阿弥陀の出開帳につきましては、その中でも比較的新しい例となります。全体として、近世の庶民信仰史、あるいは文化史、という立場から見れば、意義のある資料ではあるんですけども、なかなかこれだけの資料では、その全体像というのがはっきりしない部分がございます。また、江戸時代を通じて国府阿弥陀の信仰、また、その信

仰の与えた影響という資料がちょっと乏しいのが現状でございます。したがって、これらの出開帳関係資料を大半とする「国府阿弥陀関係資料」は、「津市指定文化財」として「一括として指定することでは適当でない」というふうな判断がなされます。ただ、その一方で、(3)、(4)、特に3番の銅像の「阿弥陀如来立像」につきましては、先ほど申しましたけども、比較的古い作例でもございます。指定文化財となる可能性も考えられますので、継続して調査するよう建議がなされました。以上で説明を終わります。御審議のほうをよろしく願います。

庄山委員長 説明は以上でございます。御質問等ございませんか。

上島委員 教えてほしいです。

庄山委員長 上島委員。

上島委員 42年に津市長がこれをいただいたと。

生涯学習課長 はい。

上島委員 そのあと、これはどうされていましてか。ずっともう保管されていたか、どこかに飾られていたとか、わかりませんか。

庄山委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 記録によりますけど、市役所のほうでずっと保管されていた。実は中では、一時は百五銀行の貸金庫のほうで長い間保管されていた、というふうに、記録ではなっております。それで、現在は津市の文化財の収蔵庫のほうで保管しております。

上島委員 あんまり市民の目に触れていない。

庄山委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 これにつきまして、指定文化財というあれもありますけど、美術品としての評価も当然ありまして、県立美術館の展覧会とか全国巡回展の中でも、私が知っている限りで2回ほど展示をされております。その前の去年ありま

した10周年の展覧会でも出品をさせていただいております。

庄山委員長 他、いかがでしょうか。以前に上島委員が質問されたと思うんですけど、この指定の有形文化財となりまして、これは市が何か補助をすとか援助すとか、何かこういうようなことはあるんですか。もう一度、前にも確か聞いたと思うんですけど。生涯学習課長。

生涯学習課長 指定文化財、市にとって大事な文化財でありますので、その価値を担保するために例えば修理でありますとか、そういうときには市指定文化財であれば、その経費の2分の1の補助とかですね、そういう補助金制度というのがあります。

上島委員 それに関してうかがってもいいですか。

庄山委員長 上島委員。

上島委員 これ、例えば県への申請というのはしていますか。

庄山委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 県指定もですね、毎年、県のほうから「そういうものはありませんか」という照会があります。その中で保護審議会の先生にもお聞きしながらですね、それがあ程度、価値がありそうだ、というふうになれば、県のその推薦のほうに挙げさせてもらっているものもございます。

上島委員 よろしい。

庄山委員長 はい。

上島委員 県指定ということは、県が補助してくれますか。

生涯学習課長 そうです、はい。

上島委員 そうですよね。市がだから外れますね。逆に言ったら、県にできるだけ。

庄山委員長 市で文化財に指定して、県にしたら県のほうは来るけど、市はもう、そうなると思さなくていい、というようなことですか。生涯学習課長。

生涯学習課長 いや、通常はですね、「県指定文化財」であれば、県の補助がございます。それに市も乗っかると言いますか、随伴してですね、県費の半分の補助を津市のほうもさせていただくのが通例ですので、県指定のほうが、より補助金としてはたくさんいただけるような格好になります。

庄山委員長 そうですか。いや、実はですね、津市に県指定の有形文化財があるんですけど、その守っている方々が「指定はされるんだけど、全然そういうような、何かあったときにそういう補助金はないんだよ」という話を、この間、見に行ったところは説明がありましたもので、確認をさせていただいたんです。

生涯学習課長 それはどちらの。

庄山委員長 白山町大三にあります。薬師如来立像があります。生涯学習課長。あれは県指定ですよ。

生涯学習課長 一応、補助金制度としてあるんですけども、通常の維持管理、お寺さんの中の仏さんですね。それが普通の状態で管理されている状態であれば、それは補助させてもらってない。特に修理とかですね、災害があっても多額な費用がかかると、そういう場合にはさせてもらうんですけど、指定文化財であっても、普通のお寺でも、指定文化財でなくても普通に管理する場合がありますけども、そういう通常的な、日常的な管理については、補助はさせていただいていないのが現状です。

庄山委員長 もう一つだけ教えてください。これ知らないの。高村光雲の作品、これ素晴らしいと思うんですけど、高村光雲謹刻という、これはこの「邨」が書いてあって、一般的には高村の「むら」というのは「村」になってますけど、正式にはこの、これ両方書いてあるので、どちらなんですか。この2ページの5番のところですけど。生涯学習課長。

生涯学習課長 一般的には、木への「村」というのが、

庄山委員長 ですね。

生涯学習課長 そうなんですけども、意外にですね、江戸から明治にかけて、この時代のかたの名前、名前もそうで地名もそうなんですけども、意外に当て字と言いますか、音さえ合っていれば、一緒であればですね、あんまりこだわってない部分がある人もいます。ですので、「むら」という、結構その都度、その都度、使い分けではないんですけど、違う部分もある場合も見受けられます。

庄山委員長 この指定の、津市のこのような報告書にこれでいいのかな、とちょっと、少し思いましたので。

生涯学習課長 ここは事実のままをですね、報告としてはまとめてございます。

庄山委員長 これは事実なんですか。他、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

庄山委員長 それでは、議案 第16号につきましては、原案どおり承認します。次に議案 第17号 津市社会教育委員の辞任について、事務局から説明をお願いします。

【非公開】

生涯学習課長 説明

各委員 質疑

生涯学習課長 説明

庄山委員長 質問等ございませんか。それでは、議案第17号について、原案どおり承認することとしてよろしいですか。

各委員 異議なし。

庄山委員長 御異議なしのようですので、議案第17号については、原案どおり承認します。